

# 事業主のみなさまへ

## 障害者雇用納付金関係助成金のお知らせ

### 平成 29 年度は 企画競争型認定を行いません

これまでの「企画競争型認定」では、助成金を受給しようとする事業主等からの認定申請を四半期ごとに公募し、評価の高い順から予算の範囲内で認定していましたが、**平成 29年 3月 1日(水)**からは、随時、認定申請の受付および審査を行います。

### 以下の助成金が対象となります。

- ★障害者作業施設設置等助成金
- ★障害者福祉施設設置等助成金
- ★重度障害者等通勤対策助成金のうち
  - ・通勤用バスの購入助成金
  - ・通勤用自動車の購入助成金
- ★重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

### 助成金の手続きの流れ

#### 申請事業主等

- ①認定申請
- ⑤施設等の設置または整備の着手（発注・契約）・工事、介助者等の措置の実施
- ⑥代金・費用の支払
- ⑦支給請求

#### 機構都道府県支部

- ②申請書の受付、点検・確認、送付
- ⑧請求書の受付、点検・確認、送付

#### 機構本部

- ③申請内容の審査、認定
- ④認定通知書の送付
- ⑨請求内容の審査、支給決定
- ⑩支給決定通知書の送付

⑪送金

助成金の詳細については、機構ホームページをご確認ください。  
<http://www.jeed.or.jp/disability/subsidy>  
助成金の申請にあたっては、各都道府県支部へお問合せください。



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者助成部